

伊丹市交通局複合機調達仕様書

令和4年5月16日

伊丹市交通局

1. 件名

伊丹市交通局複合機調達

2. 調達範囲

(1) 納入

複合機および付属機器、ソフトウェア

(2) 設定

複合機の環境設定、システム設定

(3) 運用・保守

複合機および付属機器ハードウェア保守、ソフトウェア保守

3. 複合機の調達について

3-1. 調達物件

(1) 物件:別紙2-1-④「複合機一覧」に記載の複合機および付属機器 2台

(2) 物件仕様:別紙2-1-④「複合機一覧」および別紙2-2「複合機機能要件」、別紙2-3「複合機その他要件」に記載された仕様を満たすこと。

(3) 設置場所:別紙4-④「複合機設置拠点一覧」のとおり

(4) 契約者:伊丹市交通局(伊丹市自動車運送事業管理者)

(5) 契約方法

出力枚数による単価契約

(6) 契約期間

令和5年2月1日～令和10年1月31日(60ヵ月間)

(7) 請求先

伊丹市交通局総務課(詳細は別途、選定業者と調整する)

(8) 所管部署:交通局総務課

3-2. 単価設定

(1) 用紙への出力(片面印刷1枚は1カウント、両面印刷は2カウント)あたりの単価契約とする。

(2) 使用単価には以下の費用を含むこと。

- 複合機賃借料
- 複合機保守料(定期点検、修理、交換部品・補充部品の配送等)
- 消耗品費(トナー・交換部品等)
- プリントドライバをユーザの権限(User 権限)でインストール・設定ができるツールのライセンス費用及び端末 OS バージョンアップ時のツールの修正作業費用
- 機器の設置および契約終了後の機器ソフトウェアの初期化、撤去に係る費用

- (3) 様式第 8-2「複合機使用料内訳」にモノクロ・モノカラー・フルカラー別の単価を記入すること。

3-3. 年間使用枚数について

別紙2-1-④「複合機一覧」の「年間使用枚数」については、過去 2 年間の利用実績の平均枚数を提示しており、当該使用枚数を保証するものではない。

実際に使用する枚数がこれを上回っても下回っても、契約期間中は契約単価を変更しない。実際に使用する枚数がこれを下回った場合においても、伊丹市交通局に対して違約金等を請求することはできない。

また、令和4年4月より伊丹市で電子決裁システムを導入したことから、利用実績から2割程度の減少が見込まれる。(現時点での推定であり、実際に使用する枚数がこれを下回った場合においても、伊丹市交通局に対して違約金等を請求することはできない。)

3-4. 保守及び運用サポートの作業内容

- (1) 別紙 2-3「複合機その他要件」の「保守条件」および「故障時の対応」に記載された仕様を満たすこと。
- (2) 賃貸借期間満了時及び故障による機器交換、その他の理由により機器又はその一部を外部に持ち出した時は、当該機器又はその一部に残存する情報を物理的又はその他の方法により、確実に消去すること。

4. 導入スケジュールについて

別紙1「伊丹市複合機調達及び IC カード認証印刷システム導入スケジュール」のとおり。

5. ドキュメントの権利の帰属

- (1) 本業務で作成したプログラムおよびドキュメントの著作権は市に帰属する。
- (2) 本業務より前に受託者および第三者が保有していた著作権は市に帰属しない。
- (3) その他、本業務で得られた成果物の取り扱い等に関する事項は、協議の上決定する。

6. 納入成果物

- (1) 保守連絡体制(保守体制や連絡先を記載した文書)
- (2) 保守業務対応報告書(履行期間内における複合機のメンテナンス等の作業実施事項を記載する報告書)

以上